

令和4年度第7回定例農業委員会 議事録

1. 開催日時

令和4年10月11日(火) 開会 9:30～

2. 開催場所

岡垣町役場 大会議室

3. 出欠の状況

(1) 出席委員 9名

田原 一男	俵口 和義	廣渡 秀雄
門司 雅門	山田 和夫	石川 久男
大村 武彦	田中 誠二	木原 緑

(2) 欠席委員 2名

花田 和幸	辻 政幸
-------	------

4. 委員会に附した議案

議案第 20号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 21号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 22号 農地の一時利用について

議案第 23号 岡垣町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則
について

5. 事務局出席者

秦 啓 深田 秀信 中井 優介

議長 　ただ今より第7回の定例総会を開催させていただきます。起立。礼。おはようございます。

全員 　おはようございます。

議長 　それでは事務局をお願いします。

事務局 　今から現地確認に向かいます。対象地は吉木と内浦の2件で、吉木が5条申請、内浦が一時利用です。以上です。

議長 　はい、それでは早速現地確認に行きたいと思いますので、暫時休憩いたします。

【現地確認】

議長 　それでは再開します。議事に入ります前に本日の議事録署名人についてですが、2番の木原委員、4番の大村委員よろしくお願ひ致します。それでは早速議事に入りたいと思います。議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 　それでは議案の1ページ目をご覧ください。議案第20号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求めます。令和4年10月11日提出、岡垣町農業委員会会長田原一男。

今回、申請が1件出されております。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は1筆です。場所が吉木1257、地目が畑、面積が1830㎡、区分が農振白地、権利内容は所有権の移転です。位置図を2、3ページに載せておまして、場所としては門田ため池の南側、住宅の裏手の農地です。現状は原野の状態となっておりますが、ここを整備して樹園地とする計画です。

それでは別紙でお配りしております調査書の1ページをご覧ください。第1号農地の全部効率利用については、耕作地で果樹と野菜を栽培しており、農作業への従事者の状況からすべての農地を効率的に利用できるものと見込まれるため不許可には該当しないとしております。第4号農作業常時従事については、耕作に必要な日数である150日以上を超えていますので問題なしとしております。第5号下限面積については下限面積の50a以上耕作しておりますので問題なしとしております。第6号転貸の禁止については、登記簿を確認したうえで譲渡人の所有地である事が確認できておりますので問題なしとしております。第7号地域との調和については、耕作放棄地を再生するものであり、農作業の効率化や総合的な利用に支障は生じないと見込まれるため問題なしとしております。説明については以上で

す。

議長 はい、それでは議案第 20 号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。はい、山田委員。

山田委員 調査書第 5 号に記載されている耕作面積は自主申告か。

事務局 耕作証明書を確認し利用権が設定されている面積を記載しています。

山田委員 生産組合のメンバーが高齢化等により減少している。自己消費なら問題ないが、販売している場合は生産組合への加入を推進してもらいたい。

事務局 案内するようにします。

議長 ほかに何かご意見ご質問等ございましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 21 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 4 ページ目をご覧ください。議案第 21 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の転用申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 4 年 10 月 11 日提出、岡垣町農業委員会会長 田原一男。

今回 1 件の申請が出されております。譲受人と譲渡人は記載のとおりで、申請地は 4 筆です。1 筆目が吉木 2109-24、地目が畑、面積が 1436 m²のうち 477 m²、2 筆目が吉木 2109-25、地目が畑、面積が 1589 m²のうち 323 m²、3 筆目が吉木 2109-26、地目が畑、面積が 1781 m²のうち 323 m²、4 筆目が吉木 2109-27、地目が畑、面積が 2002 m²のうち 356 m²、区分はすべて農振白地で、権利内容は賃借権の設定、転用目的は風況観測のための一時転用となっています。転用期間は許可後から令和 5 年 12 月末までとなっていますが、実際の観測期間は 1 か月程度で、機械の納品を期間を想定し設定されています。

6、7 ページに位置図を載せています。場所は 495 号線沿いのちゃんぼん松露のそばです。

8、9 ページに計画図を載せています。農地の一部を利用し、造成工事は無く現状のまま 9 ページの機械を設置して風向きや風速の計測を行います。

それでは別紙でお配りしております許可基準チェック表の 2 ページをご覧ください。1. 立地基準については、10ha 以下の規模の一団の農地であるため第 2 種農地となります。続いて 2. 一般基準です。1 転用行為を行うのに必要な資力及び信用の有無については、提出された資金計画書と残高証明書から問題ないことを確認しております。2 転用行為の妨げとなる権利を有するものの同意の有無については、登記簿謄本から申請人の土地であることを確認しております。3 申請に係る用途に遅滞なく供することの見込みについては、提出

された事業計画書から許可後すぐに着工することを確認しているため○としています。4についてはこちらの誤りですので削除をお願いします。6 転用計画面積の妥当性については、土地利用計画図から申請箇所全体を有効活用することを確認しておりますので○としています。8 周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、提出された水利関係承諾書から問題ないことを確認しております。9 一時転用である場合の現状回復の確実性については、作付け計画書を確認し問題なしとしています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 21 号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 22 号、農地の一時利用届について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 10 ページ目をご覧ください。議案第 22 号、農地法施行規則第 29 条に規定される町による農地の一時利用について、意見を決定するため審議を求める。令和 4 年 10 月 11 日提出、岡垣町農業委員会会長、田原一男。
農林水産課工務係より、1 件の申請が出されています。場所は内浦 42、地目が田、面積が 924 m²のうち 6.8 m²、区分が農振農用地、所有者と耕作者は記載のとおりで、利用目的は農道橋の架け替え工事に伴う作業路確保、利用期間が 11 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までとなっております。位置図を 11 ページに載せています。場所は、おおしき横の農道を入った場所となります。12 ページに計画図を載せています。橋の架け替え工事に伴い、重機の足場とするため、申請地に土嚢を置き、その上に鉄板を敷いたうえで重機の足場とします。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 22 号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようでしたら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それでは続きまして、議案第 23 号、岡垣町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について、事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案の 13 ページをご覧ください。議案第 23 号、岡垣町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する規則について。農業委員会等に関する法律第 17 条第 2 項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員が担当する区域を定めるため、岡垣町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部を改正する。令和 4 年 10 月 11 日、岡垣町農業委員会会長、田原一男。来年 7 月の改選時に農地利用最適化推進委員が 1 名減となります。7 月の総会の際に担当区域については承認いただいております、9 月の町議会において定数条例も可決されております。これにあわせ、規則においても担当区域が明記されているため改正するものです。15 ページに新旧対照表を、16 ページ以降に改正前と後の規則を載せています。説明については以上です。

議長 はい、それでは議案第 23 号について、何かご意見、ご質問等ありましたら。ないようです

たら、ご承認いただける方挙手をお願い致します。はい、全員という事で。それではその他の項に入ります。

【その他の事項】

その他

1. 枝豆狩り体験事業について

- ・日時：10月22日（土）午前9時から
- ・場所：糠塚ほ場

2. 今後の日程について

○農業委員会会長・事務局長会議

- ・日時：11月22日（火）午後2時～4時30分
- ・場所：県中小企業振興センター
- ・参集：会長、事務局長

○全国農業委員会会長代表者集会

- ・日時：12月1日（木）午後1時から
- ・場所：銀座ブロッサム（東京都）
- ・参集範囲：会長

3. 次回の日程について

- ・日時：11月10日（木）午前9時30分から
- ・場所：岡垣町役場 大会議室

議長 それでは、以上をもちまして第7回の定例総会を終わらせて頂きます。起立、礼。お疲れ様でした。

全員 お疲れ様でした。

議事録署名人
